

「とおかまち涼み処」の実施について

気象庁の向こう3か月の天候見通しでは、県内においても平均気温が高く予想されています。

このことから、8月以降の熱中症対策を一層強化するため、十日町市では熱中症警戒アラートが発表されなくとも気軽に暑さをしのげる場所として利用ができる「涼み処」を指定します。

ついては、市内で気軽に暑さをしのげる「とおかまち涼み処」の取組みにご賛同いただき、利用者に休憩場所を提供いただける事業者を広く募集しますので、ご協力をお願いします。

■募集期間

随時（「とおかまち涼み処」の設置期間：令和6年8月1日から令和6年10月31日まで）

■設置要件（次の全てを満たすこと）

- (1) 市内に所在する店舗、施設（事業者）であること
- (2) 冷房設備及び椅子等が設置してあり、無料で涼むことのできる休憩スペースの提供が可能であること
- (3) 営業時間中は店員等が休憩スペースを管理できること
- (4) 店舗内または近隣に給水設備や自動販売機等が設置してあること
- (5) 店舗の入口や休憩スペースに市が指定するロゴマークを掲示すること

■申込方法

市ホームページの申込フォームに必要事項を入力してください。

申込フォームはこちら ➡ <https://logoform.jp/form/ib2S/681077>

手続きが完了次第、環境衛生課から掲示するロゴマークについてご連絡します。

■店舗、施設への表示（とおかまち涼み処 指定ロゴマーク）

指定事業者は、2つのマークのどちらも使用いただけます。

